

## 地震に関する対応について

### 1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

キーワード	発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	「半割れ <sup>(※1)</sup> ケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	「一部割れケース」「ゆっくりすべり <sup>(※2)</sup> ケース」に相当する現象と評価した場合（南海トラフ沿いでM7.0以上M8.0未満の地震が発生）
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合

※1 例えば繰り返し地震を起こしてきた震源域で、西側半分が割れて大きな地震が発生した後、残りの東側半分も連動して割れ、地震が起こる状態

※2 通常の地震のように断層が急激にすべることなくゆっくりとすべる現象

### 2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応  
(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の対応

(1)・(2)ともに  
同じ対応です

- 後発地震<sup>(※3)</sup>の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続します。  
○ 後発地震が発生した際の生徒の保護については、「3 大規模地震が起こった場合」の対応を実施します。

※3 最初の地震の後、ゆっくりすべりケースでの地殻変動の後に発生するおそれがある大規模地震

### 3 大規模地震が起こった場合

- (1) 震度5弱の地震 授業は中止とし、下校します。

※ 「家庭調査」に基づき、①「自宅へ帰宅」通学団による下校（教師が引率）、②「自宅外へ帰宅」親戚・知人宅、③「引き渡し」保護者または保護者に代わる方のいずれかで下校。

- (2) 震度5強の地震 授業は中止とし、保護者または保護者に代わる方に引き渡します。

※ 混乱を避けるため、できるだけ徒歩か自転車で来てください。

- (3) 地震により津波警報が発表された場合

解除されるまで、一部区域（為当方面）は学校に待機させることがあります。この場合は、お迎えをお願いします。

- (4) 学校の再開

校舎や通学路の安全性が確認できたとき、学校のホームページやメール配信で連絡します。

### 4 その他

いずれの場合も学校のホームページや配信メールで状況をお知らせしますが、災害の状況や停電等によっては機能しない事態も予想されますので、ご承知おきください。